

N P O k a y a m a

特集 岡山県内 27 市町村の「障害者優先調達」対応状況

* カンタン施策紹介 「障害者優先調達推進法」とは？	01
* 岡山県内 27 市町村の「障害者優先調達」対応状況	02
* まとめ・お知らせ・募集	08

カンタン施策紹介

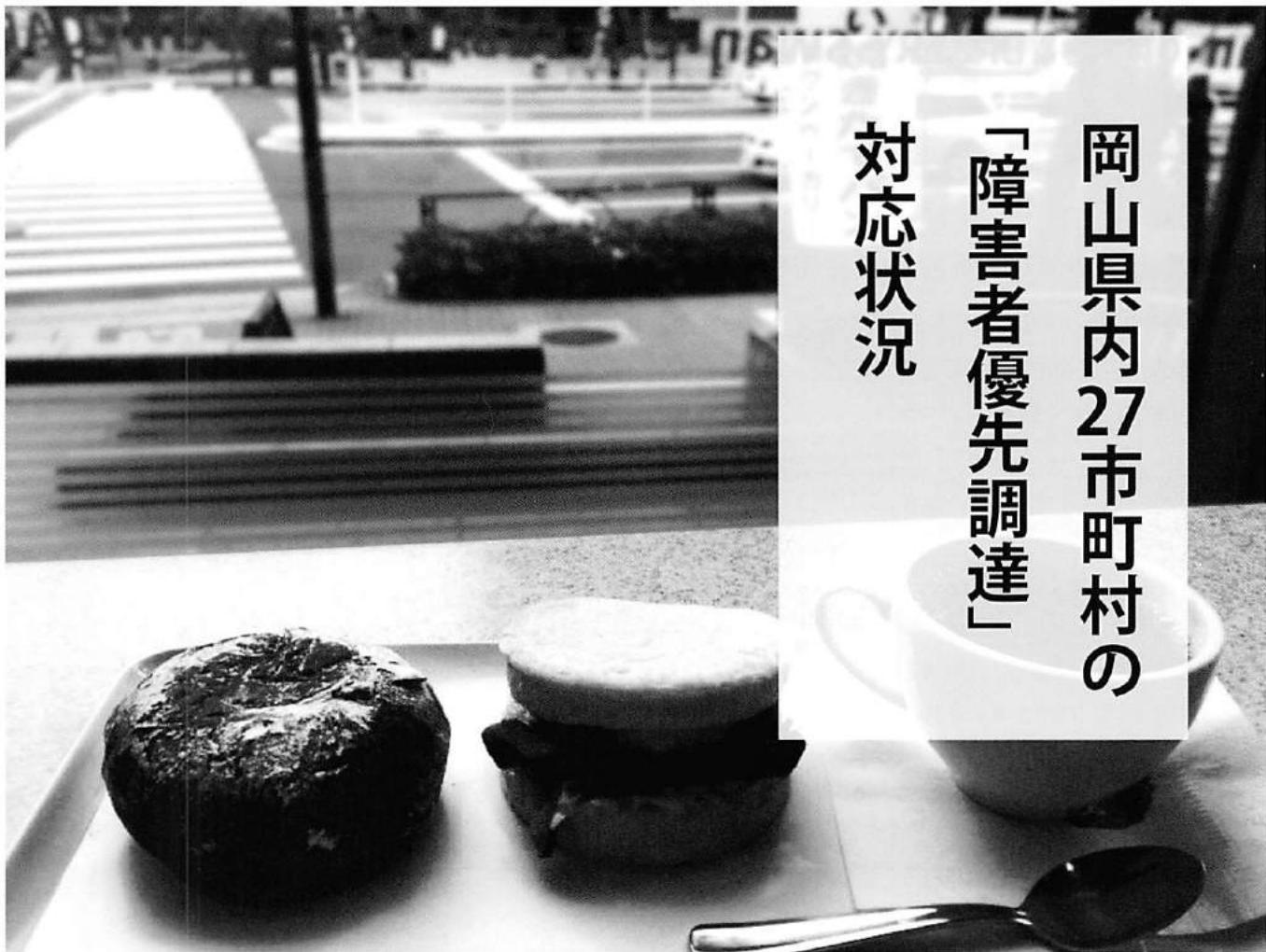
「障害者優先調達推進法」とは？

正式名称「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」

平成 25 年（2013 年）4 月 1 日施行

【概要】国や地方公共団体等が、率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたもの。





岡山県内27市町村の 「障害者優先調達」 対応状況

平成25年4月1日より、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、「障害者優先調達推進法」が施行されました。この法律は、行政機関等が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するものであり、国及び独立行政法人、市町村など地方公共団体は、適正な予算で優先的に、障害者施設等へ商品やサービスを発注する努力をするよう求められています（第三条、四条）。

いわゆる小規模作業所をはじめとして関係するNPO法人の方も県内に多い本法について、今号では、同法への県内状況を明らかにするとともに、その活用について考えます。

1. 岡山県における障害者の就労状況

まず最初に、前提ともいえる対象となる障害者の就労状況について確認します。

岡山県内における特別支援学校の就職状況は、平成23年度卒業者283人のうち就職者は52人、就職率は18.4%となっています。また同年の卒業者のうち施設入所・通所者数は208人であり、卒業者の73.5%にあたります。全国平均と比較し就職率が低く、施設入所・通所者の割合が高い状況にあります（※1）。

特別支援学校卒業者の状況	H22	H23
卒業者数	228人	283人
卒業者における就職者数	43人	52人
卒業者の就職率（%） (全国平均%)	18.9% (23.6%)	18.4% (24.3%)
施設入所・通所者数	173人	208人
卒業者における施設入所・通所者割合（%） (全国平均%)	75.9% (65.5%)	73.5% (64.7%)

平成22年度及び平成23年度「文部科学省学校基本調査報告書」より。
卒業者は平成22年3月、平成23年3月における人数。

またハローワークを介した平成 25 年度の障害者職業紹介状況について、岡山県内の就職は 1,911 件（前年度比 320 件増加）、割合にして 58.7%（前年度比 2.9% 増加）となっています（※2）。

全国平均を上回る数値ではありますが、希望者の 4 割は就職先が見つかっておらず、卒業後いったん施設等で訓練を重ねた後に就労を希望する人も一定数存在することを考慮すると、障害者の就労先の確保や雇用の創出は大きな課題であるということができます。

岡山県内の障害者授産施設等における平成 25 年度の平均工賃月額は 31,698 円（※3）でした（ここで工賃とは、施設で働く障害者の方が、行った仕事の収益から受け取る賃金や給与、手当などを総称します）。働く方の障害の程度、施設で行う仕事の内容などによりこの額は異なりますが、多くの場合は 10 万円に届きません。また平成 24 年度における全国の平均工賃は 21,175 円（※4）となっています。

この金額では、働く人の 1 ヶ月の生活を支えていくことは難しく、家族や社会の支えが無くては暮らしを成立させることも難しい状況です。

障害を持った方の就労について、施設ごとの仕事内容や福祉環境に任せきりにするのではなく、より安定し、自立した生活を実現するための支援や仕組みづくり、雇用の創出が望されます。

※1

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

障害者職業総合センター

「地域の障害者就労支援の実態に関する調査研究 一都道府県単位の指標を中心として」（2013 年 4 月）より

<http://www.nivr.jeed.or.jp/research/report/shiryou/shiryou77.html>

P88、P96 参照

※2

厚生労働省「都道府県別の就職状況」（平成 25 年度）より

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000045834.html>

※3

岡山県「平成 25 年度工賃実績」より

<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-15576.html>

※4

厚生労働省

「平成 24 年度平均工賃（賃金）の実績について」より

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/shروعu.html>

2. 岡山県内 27 市町村の「調達方針」策定状況（平成 25 年度分）

障害者優先調達推進法では、地方公共団体（県及び市町村）は「調達方針」の策定・公表及び調達実績の取りまとめ・公表を行うことにより、「障害者就労施設等の受注機会の増大を図るために措置を講ずるよう努める」ことが責務とされています（第五条）。

岡山県及び県内 27 市町村における「調達方針」の策定状況（平成 25 年度）は右表の通りとなっています。

県内 27 市町村のうち 66.7% にあたる 18 の自治体で調達方針が策定されており、同時点での全都道府県平均 64.17% を上回っています。2 年目となる今年度（平成 26 年度）はさらに策定が進んでいるとされ、策定率は向上していくと見られます。石川県、熊本県など全国 6 つの都道府県では策定率が 100% に達しています。（※5）

調達方針の策定は自治体の障害者自立支援に対する姿勢を明確にするためにも、全市町村で毎年度方針が策定されることが望まれます。

※5

厚生労働省調べ

「市区町村の調達方針（平成 25 年度）策定状況」（平成 26 年 3 月 31 日時点の状況）より

※右表 岡山県障害福祉課からの提供情報に基づく。

岡山県	策定	和気町	策定
岡山市	策定	早島町	策定
倉敷市	策定	里庄町	未策定
津山市	策定	矢掛町	未策定
玉野市	策定	新庄村	策定
笠岡市	未策定	鏡野町	未策定
井原市	策定	勝央町	未策定
総社市	未策定	奈義町	未策定
高梁市	策定	西粟倉村	策定
新見市	策定	久米南町	策定
備前市	策定	美咲町	策定
瀬戸内市	策定	吉備中央町	策定
赤磐市	未策定	岡山県及び 県内 27 市町村の 「調達方針」の策定状況 (平成 25 年度)	
真庭市	策定		
美作市	未策定		
浅口市	策定		

3. 岡山県内 27 市町村の調達実績（平成 25 年度分）

地方公共団体は毎会計年度又は毎事業年度の終了後、調達実績の取りまとめ・公表を行うことが求められています。NPO 法人岡山 NPO センターでは、独自に県及び県内市町村における調達実績に関する調査を行い、「県及び 27 市町村のうち、25 年度調達実績をウェブサイトで公開（※6、7）または担当課により開示している県及び 13 の市町村（岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、井原市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、真庭市、浅口市、早島町、吉備中央町）の内訳を整理しました。（6 ページに一覧表掲載）

この結果について考察します。

（1）調達先として最も多いのは「就労継続支援事業所」

14 自治体全てを通じ最も多い調達先は「就労継続支援事業所（※8）」となっており、14 自治体で年度計 540 件の物品・役務が調達されています。次いで多い調達先は「共同受注窓口」であり、岡山県内においては岡山県セルプセンター（※9）が担っています。

同法では「障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、その供給する物品等の購入者等に対し、当該物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする（第十一條）」と定められており、共同窓口機能の強化も求められています。共通の窓口が設けられることで、物品や役務の質の向上、発注の簡素化なども期待されます。

岡山県内では平成 26 年 5 月末現在 5 社があり、調達先区分のひとつである「特例子会社等」からの調達については、岡山県による 2 件のみに留まりました。

（2）最も多い調達内容は「印刷」

14 自治体による調達のうち最も件数が多い内容（「その他」を除く）は「清掃・クリーニング」に関する役務であり、14

自治体で 315 件、18,606,074 円の発注となりました。その件数の多くを早島町の発注（237 件）が占めています。

最も件数が少ないものは「情報処理」の役務調達であり、14 自治体で 9 件の発注に留まりました。競合する民間事業者が多いこともあり、価格の設定、提供する物品や役務の質などへ工夫が求められる分野といえます。

（3）9 割以上が随意契約

14 自治体における平成 25 年度調達実績のうち、9 割を超える案件は随意契約として調達されています。同法は競争契約を勧めるものではありませんが（第十一条）、より多くの施設等に対し受注の機会を開くための工夫が期待されます。

※6

NPO 法人 岡山 NPO センター調べ

（2015 年 2 月 18 日時点・6 ページに一覧表掲載）

※7

品目については「平成 25 年度 倉敷市における障がい者就労施設等からの物品等の調達実績（別紙）品目分類表」を参考とし、NPO 法人 岡山 NPO センターにて分類。

※8

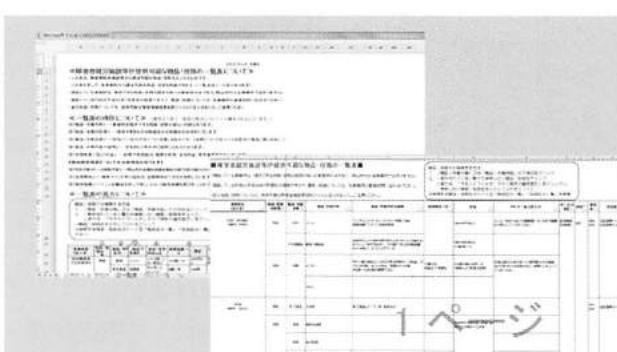
障害者総合支援法に基づく事業所・施設等（就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A 型・B 型）、生活介護事業所、障害者支援施設（就労移行支援・就労継続支援・生活介護を行うものに限る）、地域活動支援センター、小規模作業所。

※9

特定非営利活動法人岡山県社会就労センター協議会

岡山県セルプセンター

<http://www.optic.or.jp/SELP-okayama/>



※岡山市：ウェブサイトから「エクセル」形式で一覧表がダウンロード可能です。



※真庭市：ウェブサイトから「PDF」形式で一覧がダウンロード可能です。写真も入っており簡易カタログのようになっています。

4. 障害者優先調達推進法を活用していくために

(1) 基本方針の策定と調達実績の公開促進

障害者優先調達推進法はあくまで、国や独立行政法人、地方公共団体が独自に策定した方針に沿い、当初計画に対し調達が達成できたか否かを行政自身が判断する、いわば努力義務を定めた法律です。「努力したが目標へ到達しなかった」からといって罰せられたり、自治体へ不利益があつたりするわけではありません。

岡山県内においても、26年度方針における目標を「平成25年度の調達実績を上回ること」と定義している自治体が見られるなど、その目標設定については課題が残る状態といえます。

各自治体が年度毎の基本方針へどのような内容を盛り込むかを注視すると同時に、障害者優先調達が促進されるよう、実績へ关心を持つことが大切です。

【障害者就労施設等が提供できる物品・役務一覧表の公開】

障害者就労施設（就労継続支援A型・B型事業所）の一覧は岡山県障害福祉課のウェブサイトへ掲載されているほか、下記自治体ではそれぞれに事業者一覧やカタログを作成し公開しています。こうしたわかりやすい一覧表を作成することも促進のために有効です。

●岡山市

対象となる障害者就労施設等において、回答のあった施設から提供可能な物品・役務を検索できるようリストが公開されています。障害者就労施設等からの調達を検討する際に参考することができます。（左ページ下部の写真）

http://www.city.okayama.jp/hofuku/shougai/shougai_00157.html

●真庭市

真庭市内の障害者就労施設が供給する物品・役務の一覧表を作成し、ウェブサイト上へ公開しています。商品や役務の提供風景を写真入りで紹介しており、カタログのように参照することができます。（左ページ下部の写真）

http://www.city.maniwa.lg.jp/webapps/www/service/detail_1.jsp?id=6848

(2) 受け手の積極的な働きかけ

本法は障害者就労施設等を守るものではなく、あくまで行政における調達（受け手においては受注）について優位となつた、つまり“機会”が広がり高まつたといえます。

この機会を活かすために特に地元市町村への働きかけや営業を行っていくことと併せ、ニーズに合わせて施設自身の提供できる物品や役務の品質を高め維持することが期待されます。納期を守る、一定の質でサービスを提供するなどの業務受託における基礎的な配慮に留まらず、福祉施設の「弱み」を言い訳とせず、民間事業者ではなく障害者就労施設等が選

ばれる理由を自ら打ち出していくことが求められます。

NPO 法人 岡山 NPO センターでは「NPO 事務局セミナー」として業務効率化や広報に関するセミナーを開催しておりますので、ご活用ください。また今回の実態把握調査に続いて、今後は自治体の調達物品に関するニーズ調査なども検討しております。

(3) 企業・事業所への影響

同法第十条では、公契約（国や地方自治体を相手とする契約）における競争入札において、下記の点に配慮がなされるよう定められています。

（公契約における障害者の就業を促進するための措置等）

第十条 国及び独立行政法人等は、国又は独立行政法人等を当事者の一方とする契約で国又は独立行政法人等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国又は独立行政法人等が対価の支払をすべきもの（以下「公契約」という。）について、競争に参加する者に必要な資格を定めるに当たって障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項（※4）の規定に違反していないこと又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、前項の規定に基づく国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（1）障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項の定に違反していない → 一般的の企業は常用労働者の2.0%に当たる人数以上の障害者を雇用するよう定められています。

（2）障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している

上記の2点を満たす企業においては公契約の際に「一定の配慮」がなされるよう定められており、逆説的に、上記を遵守していない企業は不利に働くとされています。各自治体における努力義務であるとはいえ、民間企業における障害者雇用順守の促進、優先調達の促進にもつながるため、社会全体として取り組みが加速していくことが期待されます。

また、NPO 法人や公益法人等も当然、公契約の対象となる場合があります。そうした公契約を行うかどうかに限らず、本法を活用し、優先調達の考え方広げていくためにも、個々の NPO 法人から積極的に障害者就労施設等からの調達を行う事も大切です。

特集

※各欄、左の数字が件数、
右の数字が金額。

		物品								
		①事務用品 ・書籍		②食料品・飲料		③小物雑貨		④その他		計
岡山県	a. 就労継続支援事業所	3	110,640	13	464,235	12	537,798	2	127,400	30 1,240,073
	b. 共同受注窓口	0	0	0	0	3	130,000	0	0	3 130,000
	c. 特例子会社等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3	110,640	13	464,235	15	667,798	2	127,400	33 1,370,073
岡山市	a. 就労継続支援事業所	0	0	7	244,165	9	867,135	1	113,400	17 1,224,700
	b. 共同受注窓口	1	5,850	4	91,400	2	202,600	0	0	7 299,850
	c. 特例子会社等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	5,850	11	335,565	11	1,069,735	1	113,400	24 1,524,550
倉敷市	a. 就労継続支援事業所	0	0	35	388,571	14	19,113,650	0	0	49 19,502,221
	b. 共同受注窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	c. 特例子会社等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	35	388,571	14	19,113,650	0	0	49 19,502,221
津山市	a. 就労継続支援事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	b. 共同受注窓口	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	c. 特例子会社等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	23,200
玉野市	a. 就労継続支援事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	b. 共同受注窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	c. 特例子会社等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
井原市	a. 就労継続支援事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	b. 共同受注窓口	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	c. 特例子会社等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	33,000	—	—	—	33,000
高梁市	a. 就労継続支援事業所	0	0	8	41,600	40	276,650	0	0	48 318,250
	b. 共同受注窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	c. 特例子会社等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	8	41,600	40	276,650	0	0	48 318,250
新見市	a. 就労継続支援事業所	0	0	1	3,500	0	0	0	0	1 3,500
	b. 共同受注窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	c. 特例子会社等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	1	3,500	0	0	0	0	1 3,500
備前市	a. 就労継続支援事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	b. 共同受注窓口	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	c. 特例子会社等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瀬戸内市	a. 就労継続支援事業所	8	319,983	1	550	1	94,000	0	0	10 414,533
	b. 共同受注窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	c. 特例子会社等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	8	319,983	1	550	1	94,000	0	0	10 414,533
真庭市	a. 就労継続支援事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	472,545
	b. 共同受注窓口	—	—	—	—	—	—	—	—	89,250
	c. 特例子会社等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	561,795
浅口市	a. 就労継続支援事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	b. 共同受注窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	c. 特例子会社等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
早島町	a. 就労継続支援事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	b. 共同受注窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	c. 特例子会社等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉備中央町	a. 就労継続支援事業所	0	0	0	0	1	10,000	0	0	1 10,000
	b. 共同受注窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	c. 特例子会社等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	1	10,000	0	0	1 10,000

今号のまとめ

障害者優先調達推進法とすべての組織の社会責任

社会を構成するあらゆる組織に対し、社会責任は求められています。社会責任に関する国際規格「ISO26000」では、下記の「7つの原則」が社会責任として掲げられています。

1. 説明責任
2. 透明性
3. 倫理的な行動
4. ステークホルダーの利害の調整
5. 法の支配の尊重
6. 国際行動規範の尊重
7. 人権の尊重

近年、食品の衛生管理や原料等や消費期限に関する表記等、組織の説明責任や透明性に対する目線は強まっています。特にインターネットの一般化により、良い対応も悪い対応もあっという間に広がっていく状況です。そうした中では、「社会責任」をリスクへの対応という目線で見てしまいがちですが、大きく社会または地域を見た場合に、社会責任はその持続のために不可欠な考えです。

上記の7つの原則を守ることは安全安心で暮らしやすく働きやすい地域をつくります。持続的な地域でこそ、持続的な事業活動が行え、そして組織が持続可能となります。つまり組織を持続させるためには地域の持続が必要であり、それを実現するのが個々の組織が社会責任を果たすことです。

障害者の雇用や自立の問題に関わらず、多くの社会課題を

解決するためには多様なステークホルダーの関与が必要です。政府や企業など大きな影響力を持つ主体に限らず、あらゆる組織が自らの責任を果たし、その重要性を共有していくことが求められています。

そのためにも問題点を指摘するだけでなく、「良い事例」を褒める、評価する必要があります。本号に掲載した調査では拾いきれていませんが、岡山市や真庭市のように一覧掲載を工夫するなど小さくとも積極的な取り組みを発信していくことが、取り組みを促進させていくと考えられます。

本法律をきっかけとし、障害者授産施設等利用者の工賃向上や自立へつなげていけるよう、官民一体となった努力を促すべく、NPO法人 岡山NPOセンターでも今後の動向を追うとともに、できる支援を展開していきたいと思います。

(調査・執筆：事務局員 北内はるか、副代表理事 石原達也)

(調査補助：事務局員 正分美智子)

※本号の作成にあたり多大なご協力を頂いた自治体ご担当者様並びに福祉NPOの皆様には、この場を借りて御礼申し上げます。
ありがとうございました。

会員の皆様へ（お知らせと募集）

1. 機関紙では皆さまからのお悩みと紹介希望を募集しています。

機関紙「NPOOkayama」では、本機関誌をより会員の皆様の交流の場となることを目指して、以下を募集しております。

- 先輩に助言がほしい「お悩み」を募集しています。お悩みへは本機関紙上で先輩からの「回答」を掲載させていただきます。
- 「新入会員さん紹介」で活動紹介をしたいという2014年度に入会をくださった会員の方、ご連絡をください。

FAX(086-224-0997)またはEメールにて、どんどんお寄せください。お待ちしております。

2. 2015年度（平成27年度）の通常総会は6月7日（日）。

追って正式なご案内をさせていただきますが、2015年度の通常総会を2015年6月7日（日）に開催させていただくこととなりました。通常の総会議案に加えて、「ろうきんNPO寄付システム」「2014年度中国ろうきんNPO立上げ助成金」「寄付配分による出版支援プログラム（おかやまNPOサポート基金配分事業）」の結果報告及び授与式の開催や、また終了後には会員懇親会も企画しております。ご予定の確保をお願いいたします。

3. 2015年度（平成27年度）年会費納入のお願い。

こちらも追って正式なご案内をさせていただきますが、年度を越えましたら2015年度（平成27年度）年会費納入のお願いをさせていただきます。NPOによる政策提言と基盤強化のために、引き続きの会員継続と会費納入へのご協力をお願いいたします。

【制作・発行】特定非営利活動法人岡山NPOセンター 発行人 米良重徳（代表理事） 編集人 鈴木富美子（理事）

【お問合せ先】〒700-0822 岡山市北区表町1丁目4-64 上之町ビル3階 電話 086-224-0995 FAX 086-224-0997（上記事務局）
E-mail npokayama@gmail.com URL http://www.npokayama.org/ 業務時間 祝日を除く月曜日～金曜日

【発行日】2015年2月28日